

令和 3 年 7 月 5 日

南部地域活性化推進課

## 三重県過疎地域持続的発展方針（案）の策定について

## 1 要旨

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（令和 3 年 4 月 1 日施行。以下「新過疎法」という。）に基づく「三重県過疎地域持続的発展方針」について、以下の内容で方針（案）を策定しました。

## 2 新過疎法の概要

## (1) 指定地域の見直し

「人口要件」及び「財政力要件」の基準の変更により、志摩市の一部（旧浜島町、旧大王町、旧志摩町、旧磯部町）及び伊賀市の一部（旧島ヶ原村）が新たに過疎地域に指定されました。一方、津市（旧美杉村）は特定市町村（過疎地域ではなくなるが経過措置（6年間）として支援等が継続される地域）となり、県内の過疎地域は 10 市町 14 地域となりました。

## 【過疎地域】 10 市町 14 地域

尾鷲市、鳥羽市、熊野市、大台町、大紀町、南伊勢町、紀北町

松阪市（旧飯南町、旧飯高町）、志摩市（旧浜島町、旧大王町、旧志摩町、旧磯部町）

伊賀市（旧島ヶ原村）

## 【特定市町村】 1 市 1 地域

津市（旧美杉村）

## (2) 目的・理念の見直し

## ● 旧過疎法（過疎地域自立促進特別措置法）

目的：過疎地域の自立促進を図り、住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正等に寄与すること（理念は法律上明確ではなかった）

↓

## ● 新過疎法

理念：過疎地域における公益的機能等の役割や課題、社会経済情勢の変化をふまえて、地域の自立に向けて、持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上が実現するよう取り組む（前文として明確化）

目的：過疎地域の持続的発展を支援し、人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正等に寄与すること

### (3) 主な内容の見直し

#### ① 支援措置の見直し

- 国税の減価償却の特例および地方税の減収補填措置について、対象業種（情報サービス業等）の追加等。
- 基幹道路の県代行について、県が市町から負担金を徴収できることを明確化。

#### ② 県の責務の明記

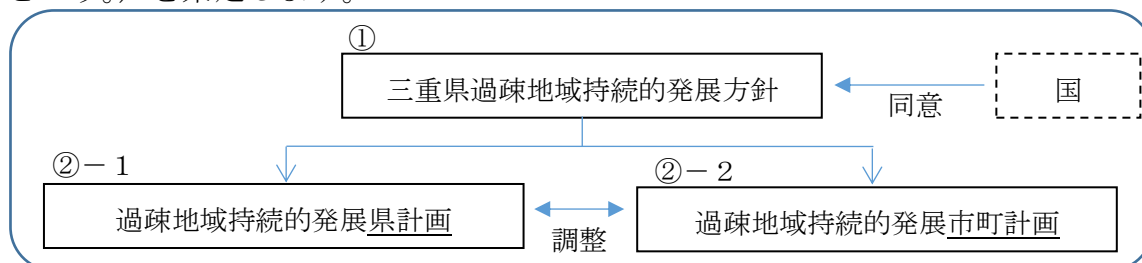
- 過疎地域の市町村の区域を超える広域にわたる施策、市町村相互間の連絡調整並びに人的及び技術的援助その他必要な援助を行うよう努めること。

### 3 過疎地域持続的発展方針と過疎地域持続的発展計画（県・市町）との関係

新過疎法第7条に基づき、県は「三重県過疎地域持続的発展方針」（以下「過疎方針」という。）を国の同意を得たうえで策定します。

過疎市町（特定市町村を含む）は、過疎方針に基づき、当該市町の議会の議決を経て「過疎地域持続的発展市町計画」（以下「市町計画」という。）を策定します。市町計画に基づいた事業の実施にあたっては、過疎対策事業債の活用など財政優遇措置が講じられます。

また、県は、過疎方針に基づき、「過疎地域持続的発展県計画」（以下「県計画」という。）を策定します。



### 4 三重県過疎地域持続的発展方針（案）の概要

#### (1) 対象期間及び対象地域

- 対象期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間  
(※新過疎法は令和13年3月31日までの時限立法)
- 対象地域 過疎地域10市町14地域＋特定市町村（津市（旧美杉村））

#### (2) 「第1 基本的な事項」について

##### ① 過疎地域の現状分析

過疎地域の人口減少率（S50→H27：40.6%）や高齢者比率（H27：42.2%）、市町の財政力等について分析しました。また、市町道の改良率・舗装率、汚水処理人口普及率、1人当たりの所得金額等において、非過疎地域との格差が残っていることをグラフ等で示しました。

## ② 過疎地域における課題と新たな潮流

ア 過疎地域を取り巻く厳しい環境の見通しとして、次のとおり課題を整理しました。

- 県内の過疎地域の人口は、昭和 50 年から平成 27 年までで 4 割減少しており、今後もその傾向は加速度的に大きくなっていくことが予想される。高齢者比率の上昇や若年者比率の低下も引き続き進行することが見込まれている。
- これまで、過疎地域では、特色ある産品を生産し、地域経済を支えてきたが、担い手不足、商品価格の低迷、燃料・資材価格の高騰により、その活力が低下している。
- 農地、森林、空き家などが人口減少等によって十分に管理されなくなることで、これらの多面的・公益的機能の低下、災害リスクの上昇、住民の生活環境への悪影響などの問題が懸念されている。
- 過疎地域の市町の道路の整備状況、汚水処理人口普及率などについて、非過疎地域と比べて格差が生じているとともに、発生が予想されている南海トラフ地震において、孤立集落の発生を未然に防止するための道路網の整備、通信・連絡体制の整備なども重要となっている。

イ 一方、今回、新たな項目として、過疎地域の可能性を広げる新たな潮流について、次のとおり整理しました。

- 国全体が人口減少社会を迎え、過疎地域では人口減少が一層加速することが見込まれており、過疎地域、都市部ともに持続可能な地域社会を形成することが特に重要となっている。近年、SDGs の理念が広がっており、その中で示されている持続可能性、多様性、包摂性、様々な関係者の参画、社会・経済・環境の統合性を重視する考え方は、今後の過疎対策の取組の基礎となり得るものと考えられる。また、脱炭素社会の実現に向けた世界的な潮流が加速しており、県でも国に先駆けて脱炭素宣言「ミッションゼロ 2050 みえ～脱炭素社会の実現を目指して～」を表明したところ。
- 社会経済活動のあらゆる分野で、革新的なデジタル技術を活用した「デジタルトランスフォーメーション (DX)」の推進による社会変革が加速しており、過疎地域の条件不利性を改善し、少ない人口で地域経済・社会を存続・発展させていくための手法として積極的に活用していくことが重要。
- 令和 2 年度の県外からの移住者数が過去最多の 514 人となるなど、若い世代を中心に都市部から地方へ移住しようとする潮流が高まるとともに、地域と多様に関わる関係人口に着目した取組も進みつつある。

### ③ 過疎地域持続的発展の基本的方針

新過疎法においては、条件不利性の克服という過疎対策の基本的な考え方は維持しつつも、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の向上が実現するよう取り組むことが理念とされています。

また、過疎地域は、食料・水・エネルギーの生産・供給にとどまらず、自然災害の発生の防止、生物の多様性の確保、多様な文化の継承、良好な景観の形成等の多面的・公益的機能を有するとともに、これらが発揮されることで、脱炭素社会の実現に向けても大きな役割を担っています。さらに、自動運転サービスや空の移動革命など DX の推進に向けた先端技術活用の実証の場としての役割も担っています。

これら過疎地域が有する、都市部にはない自然環境、景観、生活文化、ライフスタイル等の価値・役割は、SDGs で示されている持続可能性や多様性等の考え方と親和性が高く、過疎地域の持続的発展は、SDGs 実現のロールモデルにもなり得ます。

このことから、過疎地域の特性を生かした教育の展開や新しい人の流れと地域とのつながりの創出、地域社会の担い手となる人材の育成、しごとづくりの新たな展開などに加え、これまで過疎地域にとって不利とされてきた時間や距離の制約を取り払う DX を積極的に推進するとともに、「誰一人取り残さない」ことを理念とする SDGs の考え方を取り入れることで、過疎地域の持続可能な発展に向けた取組を進めていきます。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大により、ワーケーションや二地域居住等の新しい働き方や暮らしが注目されるなど、人びとのライフスタイルや価値観等が大きく変化しつつあることをチャンスととらえ、過疎対策に取り組んでいくこととします。

(3) 第2項目以降の各施策別取組方針について

分類や項目名については、新過疎法第7条において「過疎方針に定める事項」として示されているものに沿っており、次のとおりそれぞれ各施策における取組方針をとりまとめています。(波線部は三重県の独自性による項目又は表現)

<p>第2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 基本的方針</li> <li>2. 移住・定住の促進</li> <li>3. 地域間交流の促進</li> <li>4. 多様な人材の確保・育成</li> <li>5. <u>若者の県内定着の促進</u></li> </ol> <p>第3 農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業の振興及び観光の開発</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 基本的方針</li> <li>2. 農林水産業の振興</li> <li>3. 商工業の振興</li> <li>4. 企業立地の促進</li> <li>5. 情報通信産業の振興</li> <li>6. 中小企業の育成及び起業の促進</li> <li>7. 観光振興</li> <li>8. 雇用機会の拡充</li> </ol> <p>第4 <u>デジタル社会の推進</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 基本的方針</li> <li>2. <u>社会全体のDXの推進</u></li> <li>3. <u>デジタル社会のインフラの整備</u></li> </ol> <p>第5 交通施設の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 基本的方針</li> <li>2. 高規格幹線道路及び直轄国道の整備</li> <li>3. 県管理道路及び市町道の整備</li> <li>4. 農道、林道、漁港関連道の整備</li> <li>5. 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保</li> </ol> <p>第6 生活環境の整備</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 基本的方針</li> <li>2. 住宅及び水の確保</li> <li>3. 生活排水及び廃棄物の処理</li> <li>4. 消防力の強化</li> <li>5. 防災力の強化</li> <li>6. 防災文化の醸成、地域防災ネットワークの活性化</li> </ol>	<p>第7 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 基本的方針</li> <li>2. <u>少子化対策及び子育て環境の確保</u></li> <li>3. 高齢者の保健・福祉の向上及び増進</li> <li>4. 障がい者の保健・福祉の向上及び自立と共生の促進</li> </ol> <p>第8 医療の確保</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 基本的方針</li> <li>2. 医療分野の人材確保</li> <li>3. へき地医療対策</li> </ol> <p>第9 教育の振興</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 基本的方針</li> <li>2. 学校教育の充実</li> <li>3. 公立小中学校の統合整備等教育施設の整備</li> <li>4. 体育施設、社会教育施設等の整備と活用</li> <li>5. 郷土教育等の推進</li> </ol> <p>第10 集落の整備</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 基本的方針</li> <li>2. 集落の再編整備及び維持・活性化の取組</li> </ol> <p>第11 地域文化の振興等</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 基本的方針</li> <li>2. 多様な文化的所産の保存及び活用</li> <li>3. 地域文化の振興</li> </ol> <p>第12 再生可能エネルギーの利用の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 基本的方針</li> <li>2. 再生可能エネルギーの利用の推進</li> </ol> <p>第13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>脱炭素化及び自然環境の保全と再生</u></li> <li>2. <u>スポーツの推進</u></li> <li>3. 連携・協働による地域づくり</li> </ol>
---	--

※巻末に、各施策別取組方針とSDGsの17のゴールとの関係を示す表を添付

## 5 今後の対応方針

過疎方針については、国と協議を行い、8月下旬には同意を得て確定する予定です。

過疎方針に基づき策定する県計画及び市町計画については、今後、県と市町が連携・調整しながら策定を進めていきます。(市町計画は原則9月議会での議決を予定しています)。